

●香川県警察本部告示第2号

香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程

香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成12年香川県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(取扱所属長及び所管課長) 第3条 略			(取扱所属長及び所管課長) 第3条 県規則第16条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等の長（以下「取扱所属長」という。）及び県規則第17条第1項に規定する使用料又は手数料の収入予算を計上している課等の長（以下「所管課長」という。）は、次の表の左欄に掲げる手数料等徴収事務の区分に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。		
手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長	手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長
1～3 略			1～3 略		
4 警察手数料条例別表第3に規定する火薬類取締法に基づく事務の手数料の徴収事務	警察署長	<u>生活安全企画課長</u>	4 警察手数料条例別表第3に規定する火薬類取締法に基づく事務の手数料の徴収事務	警察署長	<u>生活環境課長</u>
5 略			5 略		
6 警察手数料条例別表第5に規定する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく事務の手数料の徴収事務	<u>生活安全企画課長</u>	<u>生活安全企画課長</u>	6 警察手数料条例別表第5に規定する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく事務の手数料の徴収事務	<u>生活環境課長</u>	<u>生活環境課長</u>
7 警察手数料条例別表第6に規定する銃砲刀剣類所持等取締法に基づく事務の手数料のうち次に掲げるものの徴収事務 (1) 警察手数料条例別表第6の <u>3の項(1)</u> に規定する場合の <u>猟銃・空気銃取扱講習手数料</u> 及び	<u>生活安全企画課長</u>	<u>生活安全企画課長</u>	7 警察手数料条例別表第6に規定する銃砲刀剣類所持等取締法に基づく事務の手数料のうち次に掲げるものの徴収事務 (1) 警察手数料条例別表第6の <u>2 猟銃・空気銃取扱講習手数料</u> の項区分欄(1)に規定する講	<u>生活環境課長</u>	<u>生活環境課長</u>

国際競技参加外国人銃砲・刀剣類所持許可申請手数料		
(2) その他の手数料	警察署長	<u>生活安全企画課長</u>
8 警察手数料条例別表第7に規定する道交法に基づく事務の手数料のうち次に掲げるものの徴収事務 (1)～(3) 略 (4) 講習手数料のうち道交法第108条の2第1項第1号及び第14号に掲げる講習の手数料 (5) 略	略	
9～13 略		

習手数料及び国際競技参加外国人銃砲・刀剣類所持許可申請手数料		
(2) その他の手数料	警察署長	<u>生活環境課長</u>
8 警察手数料条例別表第7に規定する道交法に基づく事務の手数料のうち次に掲げるものの徴収事務 (1)～(3) 略 (4) 講習手数料のうち道交法第108条の2第1項第1号に掲げる講習の手数料 (5) 略	略	
9～13 略		

別記様式第13号 (第2条関係)

略

別記様式第13号の2 (第2条関係)

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日	
香川県警察本部長 殿	
住所 氏名	
納 付 書	
下記の金額を納付する。	
手数料の区分	自転車運転者講習手数料
	円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第14号 (第2条関係)

略

別記様式第13号 (第2条関係)

略

別記様式第14号 (第2条関係)

略

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の表8の項(4)の改正規定及び別記様式第13号の次に1様式を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。